

Title	議員定数配分の是正と民主主義 (2・ 完)
Sub Title	Reapportionment of representatives and democracy (2. End)
Author	根岸, 毅(Negishi, Takeshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1985
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.58, No.5 (1985. 5) ,p.98 (33)- 130 (1)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19850528-0098">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19850528-0098</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 議員定数配分の是正と民主主義 (2・完)

根 岸 毅

はじめに

- 1: 議員定数の配分を巡る議論の組立て
- 2: 民主主義と選挙
- 3: 民主主義の価値の指標
- 4: 衆議院議員定数配分の状況……………(以上前号)
- 5: 定数配分の方法……………(以下本号)
- 6: 定数の再配分
- 7: 公平な議員定数配分を阻むもの

おわりに

## 5: 定数配分の方法

前節の分析によってつぎの点が明らかになった。

衆議院の議員定数配分の現状には問題がある。極端な表現をすれば、昭和58年12月の第37回の総選挙の際には、選挙当日の有権者8,400万人余の内14%弱の1,100万人を超える人々が、「事実上選挙権が剝奪されている」に等しい状態に置かれていた。さらに、これは、決して一時的な状況ではなく、現在のいわゆる中選挙区制の下で総選挙が施行され始めた昭和22年の第23回総選挙以来続く傾向が、必然的に生み出した状況と考えることができる。しかも、この間二回行なわれた議員定数配分の是正は、たんに効果的でなかったばかりでなく、その操作の内容が、民主主義の価値実現の観点から納得のゆくものではなかった。

しかし、2. 節および3. 節での検討から、私たちは、議員定数配分の是正が

なにを標準として、すなわちどこを目指して実行されるべきかを知っている。とすれば、あとは、標準となるその目標を合理的に実現するための方法を考案することが残されているだけである。本節ではこの問題を検討し、議員定数配分のための一つの方法を提示することにする。

### 1) 定数配分の目標と基本方針

議員定数配分の是正は、国家機関という社会的な装置を共用する複数の使い手（有権者）が、お互いの装置利用の機会を均等にしようとする試みである。この機会の均等化は、すべての選挙区が、装置利用の機会の優劣（軽重）を表現するものとして構成した絶対指標  $W$  につき、値 1 ( $W=1$ ) をとった時に達成される。この状態が、定数配分がその実現を目指すべき状態、すなわち目標である<sup>(1)</sup>。

ところで、この目標の状態を完全な形で実現することは、実際問題としてはほぼ不可能である。その理由は、現実の定数配分の作業が、3. 節の終りに指摘した、装置利用の機会均等のみを考慮した操作としては行なわれ難いからである<sup>(2)</sup>。したがって、装置利用の機会すなわち一票の重さの、複数の選挙区間での完全な均等化は、結果的には実現できないものと考えておいた方がよい。しかし、私たちが考案すべき定数配分の方法は、「条件さえ整えば完全な機会の均等化が達成できる方法」である必要がある。

定数配分は、全国が複数の選挙区に分けられることを前提としている。この配分作業は、選挙区の区割りとそれに対する定数の割付けという二つの部分から構成されている。私たちが求めている定数配分方法の基本方針は、つぎの通りである。

- イ) 区割り：各選挙区の有権者の数  $V$  が、3. 節で定式化した「割当て数」 $Q$  の可能な限り整数倍に近づくように決める。
- ロ) 定数の割付け：各選挙区には、 $I$  の倍数を小数点下一桁目で四捨五入して得られる整数に当たる数の議席  $S$  を割付ける。

なぜならば、 $W = (S * Q) / V$  であるからである。

この方法は、 $\rho$ の割付けの結果に応じて、後で総議席数を増減して構わない場合には、問題なくその役割を果たしてくれる。しかし、はじめに総議席数が決まっている通常の場合には、この方法では、議席数の過不足が生まれてしまう。この問題を解決するためには、比例代表制度における当選者決定の仕組みを転用するのがよい。

## 2) 比例代表制度における当選者決定方法の目的と仕組み

日本でも、昭和58年6月に施行された第13回参議院議員選挙から、それまでの全国区に代って比例代表制度が導入された。この制度が目指すのは、候補者を立てた各政党が獲得する議席数を各党の得票数に比例させることである。

各党の議席数と得票数の完全な比例は、総議席数を投票総数と等しくし、各党が獲得する議席数を各党の得票数に等しくした場合に、かならず達成される。もちろん、これは思考上の実験であり、非現実的な状況設定である。しかし、この状況の想定が教えてくれるのは、「比例」の目的が「すべての議席について、議員一人を当選させるのに必要な票数を均等にすること」だ、ということである。いいかえれば、その目的は、投票人の中で一票の重さの格差をなくすることである。この状況では、すべての投票人の一票の重さ——国家という装置を利用する機会の軽重——は、完全に均等になっている。したがって、比例代表制度の趣意と、議員定数配分是正の目的は、同じであるということが出来る。

比例代表制度の趣意を生かす当選者決定方式としては、日本で採用されているドント式も含めて、いくつものやり方が提示されている。ここでは、ドント式を例にとりて、その比例のさせ方の基本的な仕組みを明らかにし、その、議員定数配分への転用を考えてみよう。

ドント式では、つぎの手順を経て、各政党が獲得する議席数が確定される。まず、イ) 各政党の得票数を、1から各党の立候補者数までの整数で割った商を求める。この商は、各党につきその立候補者数と同じ数だけ、全部では立候補者総数と同じ数だけ得られる。つぎに、ロ) これら商の大きい方から総議席

数と同じ数だけに、印を付ける。各党が獲得する議席数は、各党の商に付いた印の数と同じ数とする。（公職選挙法第95条の2、1項。）以上は、各党の議席数決定の手順を、もっとも疑義のない形で記述したものであるが、これではその操作の意味はほとんど分からない。

イの操作は、各党につき、一人当選から全員当選までを想定し、それぞれの場合に当選者一人当たりの得票数が何票になるかを算出している、と考えることができる。いまかりに、A党が $a$ 人の当選者を出し得たとする。この場合A党の当選者一人当たりの得票数は「A党の総得票数 $\div a$ 」票（ $Q_a$ ）になる。もし、B党につき算出した商の中で  $Q_a$  より大きい数値があれば、B党には、その中で  $Q_a$  にもっとも近い商に対応する除数に等しい数だけの当選者があってもよいことになる。同じことは、他のすべての政党について言える。かりに  $Q_a$  を基準とすれば、このようにして定まる各党の当選者数の合計が、総議席数になる。

ところで、議席の総数は、はじめから決まっている。以上の手順で決まる総議席数は、法の規定に合致しなければならない。この条件を満たす基準値をかんたんに見出す方法がロである。イで得た商のすべてを対象としてその大きい方から順次印を付け、いまA党の $a$ 番目の商  $Q_a$  で、総議席数と同じ数の印を付け終えたとする。 $Q_a$  から見て、各党の最後に印のついた商は、その党の商の中で  $Q_a$  より大きくかつ  $Q_a$  にもっとも近い商である。さらに、それらの商に対応する除数は各党の印のついた商の数を表わしているし、それらの商に対応する除数の合計に  $Q_a$  に対応する除数を足した数は、すべての政党を通じ印のついた商の数すなわち総議席数に等しい。

要するに、この一見不可解な手続きは、各党の獲得議席数（当選者の数）を決める際の基準値を決めるものである。各党の議席数は、この基準値をもとにして算出される。（ドント式の場合は、基準値で各党の得票数を割り、その商の小数点以下を切捨てて得られる整数を、各党の議席数としている。）比例代表制度の当選者決定方式がこのような複雑なものになるのは、得票数に比例させれば獲得しうるはずの議席数に立候補者の数が足りない政党が出てくる可能性があるからであ

(3)  
る。

比例代表制度の当選者決定方式の仕組みを一般化すれば、つぎのようになる。それは、卵のように割ってはならないモノが $X$ 個あり、それをそれぞれ持ち点の異なる $Y$ 個のマスの中に、その持ち点に比例して配分する方法である。とすれば、比例代表制度の場合の候補者を立てた政党（マス）を選挙区、各政党の得票数（持ち点）を各選挙区の有権者の数、各政党が獲得する議席数（モノ）を各選挙区に配分される定数と読み換えれば、比例代表制度の当選者決定方式の基本的な仕組みは、議員定数配分の方法に転用することができる。

### 3) 定数配分の方法——N方式

比例代表制度の当選者決定の場合と異なり、議員定数配分の場合には、比例計算に基づいて得られた定数を対象の選挙区に割付けられない事情は、理論的には存在しない。これは、議員定数の配分では、比例代表制度の場合よりも単純で、より忠実な比例が達成できる方法が可能であることを意味する。

比例代表制度の場合と同じく、定数配分の方法の考案は、まず基準値をどのように決めるかから始まる。定数配分の場合、これはすでに示した「割当て数」 $Q$ である。

基準値が決まれば、つぎは、実際にマスにモノを配分する段になる。定数配分の場合、実は、マスの大きさと持ち点がまだ決まっていない。そこで、本節1)に示した定数配分の基本方針に基づき、まず、選挙区の区割りを行なう。問題は、各選挙区に定数を割付ける際に生じる。各選挙区の有権者数 $V$ を $Q$ で割って得られる商を $QM$ とすれば、各選挙区に、最低その区の $QM$ の整数部分に当たる数の定数を割付けることには問題がない。問題は、残された小数部分をどう処理するかにある。すでに指摘したように、これをその小数点下一桁目で四捨五入すると、配分される総定数に過不足が出てしまう。

この問題は、つぎの手順により定数配分を行なうことが解決できる。

- イ) 各選挙区に、 $QM$ ——その選挙区の有権者数を基準値 $Q$ で割って得られる数値——の整数部分に当たる数の定数を、まず割付ける。

ロ) イの操作によっても割付けられなかった定数の残り RS は、つぎの手順によって割付ける。

各選挙区の QM の小数部分に注目し、その値の大きい方から順次 RS 個に印を付ける。QM 小数部分に印が付いた選挙区には定数一を上乗せする。

この方法では、QM を、その小数点下一桁目で機械的に四捨五入することは行なわれない。代わりに、それは、RS 個の選挙区についてのみ QM の小数部分の切上げをしようとする。そのために、切上げ・切捨ての境となる値 T をまず見つけなければならない。ロの操作によって、最後に印を付けられた選挙区の QM 小数部分がその値である。つぎに、この方法では、四捨五入の代わりに、T を境とし、それ以上は切上げ、それ未満は切捨てを行なう。この方法を N 方式と呼ぶことにする。

(1) 参照、3. 節注 5。

(2) 純粋に理論的な立場から考えても、完全な機会均等化は多くの場合不可能である。なぜならば、そのためには、すべての選挙区で、その選挙区の有権者数をその選挙区の定数で割って得られる商を等しくしなければならない。それが等しくなる条件は、各選挙区の有権者数、定数がともに整数である以上、有権者総数 TV を総議席数 TS で割った商 (TV/TS) が整数であることである。この条件が満たされる確率は TS 回に一回である。

(3) 昭和58年6月の、日本における最初の比例代表制選挙の施行直後、新聞は新しい制度の説明にかなりの紙面を割いたが、ドント式の仕組みを以上のように正しく理解しての解説は見られなかった。とくに問題だと思われるのは、死票についての解説である。

西平重喜上智大学教授は、同選挙の結果から、比例代表制では死票が少なくなることが実証されたとし、「議席を得られなかった党の〔得票数の〕合計は2.5%にすぎない……これがいわば死に票であるが、前回の全国区の11%に比べれば桁違いに少ない」と述べている（『朝日新聞』昭和58年6月30日朝刊5面）。また、別の新聞の解説記事は、「得票数の少ないミニ政党ほど死票の被害を受けやすいことがわかる」とし、福祉党74万票、自ク連40万票、第二院クラブ31万票の死票の存在を指摘している（『日本経済新聞』昭和58年6月29日朝刊2面）。

本文で指摘したように、比例代表制では、まず各党の獲得議席数を算出する基準となる票数を決め、それに基づいて各党の実際の獲得議席数を決定する。第13回参

議院議員選挙の場合、この基準値は832,775であった。この数値は、たまたま、共産党の得票数を5で割って得られた数（小数点以下切捨て）であった。各党の実際の当選者の数は、この基準値で各党の得票数を割り、得られた商の小数点以下を切捨てた数として確定された。したがって、各党は、この基準値に獲得した議席数を掛けた数だけの票数があれば、確定した数だけの当選者を出せたことになる。実際の得票数からこの票数を引いた差が、当選者を生むことに役に立たなかった票すなわち「死票」である。

以上の論理に立って計算すれば、共産党でさえ死票が2票あった。もっとも死票の数が大きかったのは福祉党の744,855票、続いて公明党の652,265票、自民党の618,712票、民社党の557,329票であった。このようにして算出される死票の合計は4,898,178票、投票総数の10.5%であった。

そもそも、同じ政党からの立候補者の間での票の移譲を前提とする比例代表制の下の死票と、特定の個人に対して投票が行なわれた全国区での死票を比較することは、無意味である。

## 6：定数の再配分

つぎに、前節の終りに示した定数配分の方法（N方式）を用いて、衆議院議員定数の再配分を実際に行なってみよう。

昭和50年の公職選挙法の一部改正によって規定された現在の議員定数配分は、民主主義の十全な実現の観点からは、大きな問題をはらんでいる。それは、4.節に示した通りである。これに対して、一票の重さすなわち国家という装置を利用する機会が有権者間で均等になった状態では、各選挙区に配分される定数は、最低【表1】（前号参照）の「ク倍数」欄の数値の整数部分に当たる数であるはずである。この数と現に配分されている定数の間の隔たりが、大雑把に言って、各選挙区についての標準からのズレであると考えてよい。

### 1) 再配分（準備段階）

議員定数配分の現状に見られるこの不都合を解消するため、N方式を用いて、定数の再配分を行なう。まずはじめは、総議席数、選挙区の区割りとその数を現状通りとして計算を行なう。計算の基礎となる有権者数は、第37回総選挙施



行当日（昭和58年12月18日）のそれを用いる。計算の結果は【表3】（後掲）に示す。「定数」欄に＋印がある選挙区の定数は、「ク倍数」の値の小数部分を切上げて、定数一が上乗せされていることを示す。

上に指摘したように、この再配分計算は、総議席数を現在の511のままで行なっている。もちろん、この前提を崩し、配分すべき総議席数を増減させた計算もN方式で可能である。本稿では、現在の総議席数を変更しないというのが、今日の定数配分の是正に関する議論の一応の了解事項であると考え、それを計算を行なう際の前提とした。

この、準備段階の再配分計算は、現在の選挙区の区割りには手を加えていない。この結果、各選挙区に配分された定数は、北海道1区の9（有権者数はQの9.04倍、この数値をQMと呼ぶ）から、奄美群島区（本稿資料ではすべて「鹿児島4区」と表示してある）の1（ $QM=0.66$ ）までにわたって分布している。すなわち、定数1の選挙区2、定数2の選挙区24、定数3の選挙区33、定数4の選挙区30、定数5の選挙区22、定数6の選挙区5、定数7の選挙区11、定数8の選挙区2、定数9の選挙区1である。今日の定数配分是正論の一応の了解事項は、現在のいわゆる中選挙区制の建前を堅持しようというところにある。したがって、選挙区の区割りを変更し、定数再配分の結果が中選挙区制の建前に副ったものになるような、再度の配分計算が必要である。

## 2) 選挙区の区割りの変更

ゲリマンダリングという言葉が警鐘を鳴らしているように、選挙区の区割りの変更は、恣意的になされてはならない。それが恣意的にならないためには、実際の区割りの作業に先立って、作業がそれに則って行なわれるべき合理的な規則が確定されなければならない。

3. 節の終りに指摘したように、国家という装置利用の機会の完全な均等化——一票の重さの格差の完全な解消——は、各選挙区の有権者数VがQの整数倍に近づくような選挙区の区割り変更を行なえば実現できる。そのためには、例えば、沖縄県八重山郡与那国町（日本最西端の町）から有権者数がQの3、4、

もしくは5倍になるように有権者の集合を作り、そこで線引きをし、選挙区を設定すればよいことになる。しかし、私たちは他方に、この意味での完全な機会の均等化が少々損われても実現を図りたい他の価値を心に抱いている。例えば、私たちの日頃の政治生活の単位となっている現行の行政区画の一体性の尊重などがそれである。したがって、その、他の価値への配慮に合理性があり、それによって損われる機会均等の価値の度合が我慢し得る程度に小さければ、それへの配慮を選挙区の区割り変更の規則に組入れることは、より広い観点から見て合理的だといえるだろう。（参照，7. 節注(6).）

この意味での配慮の結果、私が合理的だと考える区割り変更の規則は、つぎに示すものである。

規則 1: 区割り変更の対象とする選挙区

- イ. 準備段階の再配分の結果、 $QM < 2.6$  または  $QM \geq 5.5$  となった選挙区に操作を加える。
- ロ.  $2.6 \leq QM < 5.5$  の選挙区には、イにおける他の選挙区の操作の過程で必要が生じない限り操作は加えない。

規則 2: 区割り変更後の有権者数

- イ. 操作を加えたあとの選挙区の有権者数は、 $2.6 \leq QM < 5.5$  となるようにする。
- ロ.  $QM$  できるだけ整数値に近づける。
- ハ.  $QM < 3.0$  はできるだけ作らない。
- ニ. 都道府県単位で見ても、定数が、できるだけ  $QM$  の値を小数点下一桁目で四捨五入した値に一致するようにする。

規則 3: 区割り変更の条件

- イ. 同一都道府県内で、地理的近接性に基づいて再編する。
- ロ. 市（区）郡の一体性は尊重する。
- ハ. 区割りの現状はできるだけ尊重する。

この規則に基づいて行なう区割りの変更の作業には、第37回総選挙当日の市

（区）郡別の有権者数が必要である。具体的には、これは、『衆議院議員総選挙一覧』（衆議院事務局発行）の各都道府県の項の「市（区）郡」別集計の「選挙当日の有権者数」の区分で集計された数値であることが必要である。昭和59年10月現在、衆議院事務局からは、まだ、第37回総選挙についての上記資料は発行されていない。したがって、本稿では、各都道府県の選挙管理委員会が発行した個別の資料からその数値を入手した。<sup>(3)</sup>

規則1—イに基づいて決まる、選挙区の区割り変更のため操作を加える選挙区は、全部で49選挙区、全体の37.7%である。この内、 $QM < 2.6$ の選挙区は30（再配分定数1の選挙区2，再配分定数2の選挙区24，再配分定数3の選挙区の内4）， $QM \geq 5.5$ の選挙区は19（再配分定数6の選挙区5，再配分定数7の選挙区11，再配分定数8の選挙区2，再配分定数9の選挙区1）である。

以上49選挙区の区割りに変更を加える操作の過程で、地理的に近接する他の20の選挙区の区割りに変更を加えなければ、規則2に定めた区割り変更後の有権者数の基準が達成できないことが分かった。したがって、結果的には、操作の加わった選挙区の数は合計69，現状のまま手つかずで残った選挙区の数は61となった。この操作により増えた選挙区の数は10，減った選挙区の数は13<sup>(4)</sup>で、差引き3選挙区の減少，区割り変更後の選挙区総数は127となった。

### 3) 再配分（確定）

以上の作業により生まれた新しい選挙区の区割りと、その各選挙区に割付けられた有権者の数をもとにして、N方式による議員定数の再再配分を行なう。計算の結果は【表4】（後掲）に示す。総議席数は現在の511のままである。

選挙区名の後に「.」（ピリオド）が付いている選挙区は、区割り変更作業の対象となり、なんらかの手が加わった選挙区である。たとえば、「北海道.1W」と「北海道.1E」は、現在の「北海道1区」が、その「西部（1W）」と「東部（1E）」に分れたことを示す。「北海道.3a」は、現在の「北海道3区」が主体となって新たに編成された選挙区であることを示す。「福岡.1F」と「福岡.1R」は、現在の「福岡1区」が、福岡市からなる前者と残りからなる後者に

分れたことを示す。（操作が加わった各選挙区の編成については、注(4)を参照のこと。）

この再配分計算の結果、定数3の選挙区は39、定数4の選挙区は46、定数5の選挙区は42、合計で127選挙区となり、いわゆる中選挙区制の建前を維持することができた。<sup>(5)</sup>QMの最小値は岩手2区の2.62、最大値は大分・1a区の5.47である。QM $\geq$ 5.0の選挙区の数<sup>(5)</sup>は14、これに対しQM $<$ 3.0の選挙区の数<sup>(5)</sup>は16である。この16選挙区の内訳は、そもそも操作の対象としなかったもの5、地理的制約によるもの5、県単位で定数配分を行なう限りQM $<$ 3.0が出ざるを得ないもの5、QMがほぼ3.0なのでよしとしたもの1である。（詳しくは、注(4)を参照のこと。）

この新たな定数配分の下で、各選挙区の票の重さがどうなっているかを【表5】（後掲）に示す。これは、【表1】と同じ形式で作表したものである。再配分結果（確定）についての分析は、すでに、【表2】と【図1】から【図3】にも「衆議院RD」という名称で載せてある（後掲参照）。

この再配分の結果、すべての選挙区で票の重さ——国家という装置を利用する機会の優劣（軽重）——が、その標準である $W=1$ にきわめてうまく接近した状態が実現できた。標準を中心として構成した第五クラス（ $0.9 < W < 1.1$ ）には、全体の85.8%に当たる109選挙区が属している。「票の上乗せ」の平均は標準の1.05倍のところ<sup>(5)</sup>に位置し、「票の目減り」のそれは0.94倍のところにある。Wの分布の範囲は、最大値の岩手2区の1.15から最小値の島根全県区の0.85までである。Wの値がもっとも標準に近いのは、群馬・1a区の0.9998である。いわゆる「一票の重さの最大格差」は1.347倍である。

これらの数値を、第37回総選挙の、対応する数値と比較すれば、本節で試みた議員定数の再配分がいかに劇的な事態の改善をもたらしたかが、よく分かる。この新しい定数配分は、現行の中選挙区制が導入された直後の第23回総選挙（昭和22年4月施行）の際の状態と比べても、事態の大幅な改善をもたらしている。

- (1) 筆者は、本節で論じた第37回総選挙当日の有権者数に基づく議員定数再配分の試みに先立って、昭和50年の定数配分改正がN方式により行なわれたとしたら、どの

ような結果になっていたかを確認するための模擬実験を行なった。

すでに指摘したように、昭和50年の改正では議席数増20がもたらされた。しかし、筆者の試みた模擬実験では、総議席数は改正前の491とし、計算の基礎となる有権者の数は改正直後の第34回総選挙当日の数値を用いた。これは、議員を増員するという安易な手段を取らない定数再配分と、その安易な手段による場合の効果を、第34回総選挙において比較してみようと考えたからである。

再配分の手順は、本節で以下に紹介するものと同じである。結果のみ紹介すると、いわゆる「一票の重さの最大格差」は、第33回総選挙の4.99倍が再配分による第34回総選挙（模擬実験）では1.37倍に下がった。昭和51年に施行された実際の第34回総選挙では、最大格差は3.50倍であった。

指標Wを用いて算出したデータはつぎの通りである。Wの標準を中心として構成した第五クラスには、全体の72.8%に当たる91選挙区が属している。「票の上乗せ」の平均は標準の1.06倍のところに位置し、「票の目減り」のそれは0.93倍のところにある。Wの分布の範囲は、最大値の三重2区の1.17から最小値の島根全県区の0.85までである。Wの値がもっとも標準に近いのは、岡山1区の1.0025である。

- (2) 本稿では、この建前を、それが一般的な了解事項であることを理由に、再配分計算の前提にすることにする。しかし、この点は、より大きな理論的な問題を含んでいる。しかし、その問題を論ずることは別の機会に譲る。ただし、選挙区の区割りの現状変更を拒否することには、合理的な根拠を探ることが難しいように思われる。なぜならば、現行の区割りは、昭和50年の辻つま合わせ的な改正の結果、たまたまそうなったに過ぎないからである。
- (3) 各都道府県の選挙管理委員会が発行した個別の資料とは、つぎに列挙する第37回衆議院議員総選挙に関する刊行物である。発行者、発行年月日は省略する。アラビア数字はページ数を示す。

北海道『昭和58年12月18日執行 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査選挙結果調』22-25, 青森『第37回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の記録』29, 32, 岩手『昭和58年12月18日執行 衆議院議員総選挙の記録』16-17, 宮城『昭和58年 選挙の記録』30-33, 秋田『選挙結果調 昭和58年12月18日執行 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査』32-33, 山形『昭和58年12月18日執行 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査 選挙の記録』44-47, 福島『昭和58年12月18日執行 選挙の記録』24-28, 茨城『昭和58年12月18日執行 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 選挙の記録』20-29, 栃木『昭和58年12月18日執行 衆議院議員総選挙 選挙の記録』150-153, 群馬『昭和58年12月18日執行 第37回衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 総選挙の記録』101-102, 埼玉『選挙の記録』14-15, 千葉『選挙結果調』

124-135, 東京『衆議院議員選挙の記録』110-115, 神奈川『昭和58年12月18日執行 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 の記録』28-29, 新潟『昭和58年12月18日執行 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 選挙の記録』72-81, 富山『昭和58年12月18日執行 第37回衆議院議員総選挙結果調』8-9, 石川『衆議院議員総選挙結果調(58.12.18) 手取川七ヶ用水土地改良区総代補欠選挙結果調 (58.10.4) 市町村長, 市町村議会議員選挙結果調 農業委員会委員選挙結果調』14-15, 福井『昭和58年12月18日執行 衆議院議員総選挙最高裁判所裁判官国民審査 選挙の記録』23, 山梨『昭和58年12月18日執行 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 選挙結果調』42-43, 長野『第37回衆議院議員総選挙の記録』21, 岐阜『昭和58年12月18日執行 衆議院議員総選挙結果調』14-21, 静岡『昭和58年選挙結果調』48-49, 愛知『昭和58年12月18日執行衆議院議員総選挙結果調』1-5, 三重「投票成績集計表【第1区】昭和58年12月18日執行衆議院議員選挙」および「投票成績集計表【第2区】昭和58年12月18日執行衆議院議員選挙」(三重県選挙管理委員会資料), 滋賀『昭和58年12月18日執行衆議院議員総選挙の記録』16, 京都「58.12.18執行衆議院議員総選挙 市(区)町村別開票結果調(1区)」および「58.12.18 執行衆議院議員総選挙 市(区)町村別開票結果調(2区)」(京都府選挙管理委員会資料), 大阪『昭和58年12月18日執行 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 結果調』25-26, 兵庫『選挙の記録』234-235, 奈良『昭和58年12月18日執行 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 の記録』18, 和歌山『選挙の記録』19, 鳥取『選挙の記録』18-19, 島根『選挙の記録』60-61, 岡山「衆議院議員選挙投票結果」(岡山県選挙管理委員会資料), 広島『昭和58年12月18日執行 第37回衆議院議員総選挙結果調』30-33, 山口『昭和58年版選挙の記録』50-53, 徳島「(衆議院議員総選挙)投票結果に関する調」(徳島県選挙管理委員会資料), 香川「総選挙投票状況確定速報集計表」(香川県選挙管理委員会資料), 愛媛『昭和58年12月18日執行 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 結果調』8-16, 高知『昭和58年執行 選挙の記録』8, 福岡『選挙の記録』12-19, 佐賀『結果調』51, 長崎『昭和58年12月18日執行 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 の記録』22-25, 熊本『昭和58年12月18日執行 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 結果調』36-39, 大分『選挙の記録』23-24, 宮崎『昭和58年 選挙の記録 国政選挙編』80-83, 鹿児島『昭和58年 選挙の記録』38-45, 沖縄『昭和58年12月18日執行 第37回衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 結果調』6-9。

(なお、本稿で使用した各総選挙に関する資料の収集に当たっては、慶應義塾大学法学部政治学科の私の研究会の学生諸君の協力が大きかった。ここに謝意を表わしたい。)

- (4) 選挙区の区割りを変更する作業はつぎのように行なった。記述は、イ) 規則1ーイに基づきはじめに操作対象と決めた選挙区（「区」は省略）、ロ) 操作の内容、ハ) 備考。

北海道：イ) 1, 3。ロ) 旧1区の札幌市中央区、北区、南区、西区をもって1Wとする。旧1区の小樽市、後志支庁は旧3区と合併して3aとする。旧1区の残りは1Eとする。

青森：イ) 2。ロ) 旧1区の東津軽郡は旧2区と合併して2aとする。旧1区の残りは1aとする。ハ) 2aの $QM=2.62$ は、地理的制約があるので致し方なし。

岩手：操作を加えず。

宮城：イ) 1, 2。ロ) 旧1区の古川市、宮城郡、黒川郡、加美郡、志田郡、遠田郡は旧2区と合併して2aとする。旧1区の残りは1aとする。

秋田：イ) 2。ロ) 旧1区の鹿角市、鹿角郡、河辺郡は旧2区と合併して2aとする。旧1区の残りは1aとする。ハ) 2aの $QM=2.69$ は、秋田県全部でも $QM<6.0$ なので致し方なし。

山形：イ) 2。ロ) 旧1区の天童市は旧2区と合併して2aとする。旧1区の残りは1aとする。ハ) 1a, 2aとも $QM<3.0$ なのは、山形県全部でも $QM<6.0$ なので致し方なし。

福島：イ) 3。ロ) 旧3区は、旧1区から伊達郡、旧2区から田村郡を移して合わせ、3aとする。伊達郡を除いた旧1区に、旧2区から郡山市を移して合わせ1aとする。旧2区の残りは2aとする。ハ) 1a, 2aとも $QM<3.0$ なのは、福島県全部でも $QM<9.0$ なので致し方なし。

茨城：操作を加えず。

栃木：操作を加えず。

群馬：イ) 2。ロ) 旧1区と旧2区を合併して1aとする。

埼玉：イ) 2, 3。ロ) 旧2区の東松山市、比企郡は旧3区と合併して3aとする。旧2区の残りは2aとする。

千葉：イ) 1, 4。ロ) 旧1区の千葉市、市原市をもって1Sとする。旧1区の残りに旧4区の市川市、鎌ヶ谷市を合わせて1Nとする。旧4区の残りは4aとする。

東京：イ) 7, 8, 10, 11。ロ) 旧1区と旧8区は、合併して1aとする。旧7区の武蔵野市、三鷹市、小金井市、小平市、田無市、保谷市、清瀬市、東久留米市に、旧11区の調布市、狛江市を合わせて7Eとする。旧7区の残りに旧11区の府中市、多摩市、稲城市を合わせて7Wとする。旧11区の残りは11aとする。旧10区は分割して10N（足立区）と10S（葛飾区、江戸川区）にする。ハ) 10Nの $QM=2.65$ は、地理的制約があるので致し方なし。

神奈川：イ) 2, 3, 4。ロ) 旧1区の横浜市鶴見区、神奈川区、港北区、緑区をもって1Nとする。旧1区の残りに、旧4区の横浜市南区、保土ヶ谷区、旭区、瀬谷

区を合わせて1Sとする。旧4区の残りは4aとする。旧2区は分割し2N（川崎市）と2S（残り）にする。旧3区は分割し3N（相模原市，大和市，座間市）と3S（残り）にする。ハ）3Sの $QM=2.84$ は，旧3区内の調整では地理的制約があり，3N，3Sとも $QM \geq 3.0$ にはできない。

新潟：イ）2，4。ロ）旧2区には，旧1区の新潟市，両津市，佐渡郡を移し合わせて2aとする。旧4区には，旧3区の柏崎市，小千谷市，南魚沼郡，刈羽郡を移し合わせ4aとする。旧1区の残りとも旧3区の残りを合わせ3aとする。ハ）4aの $QM=2.82$ は，地理的制約があるので致し方なし。

富山：イ）2。ロ）旧1区と旧2区を合わせて1aとする。

石川：イ）2。ロ）旧1区と旧2区を合わせて1aとする。

福井：操作を加えず。

山梨：操作を加えず。

長野：イ）1，2，3，4。ロ）旧1区と旧2区を合わせて1aとする。旧3区と旧4区を合わせて3aとする。

岐阜：操作を加えず。

静岡：イ）1。ロ）旧1区の掛川市，小笠郡を旧3区と合わせて3aとする。旧1区の残りは1aとする。

愛知：操作を加えず。

三重：イ）2。ロ）旧1区の名張市，一志郡，名賀郡は旧2区と合わせ2aとする。旧1区の残りは1aとする。

滋賀：操作を加えず。

京都：イ）2。ロ）旧1区の京都市上京区，左京区，中京区，東山区，山科区，下京区をもって1aとする。旧1区の京都市北区と，旧2区の亀岡市，北桑田郡，船井郡，綾部市，福知山市，天田郡，加佐郡，舞鶴市，宮津市，与謝郡，中郡，竹野郡，熊野郡，京都市右京区，西京区をもって2Nとする。旧1区の京都市南区と，旧2区の残りを合わせて2Sとする。ハ）1aの $QM=2.98$ はほぼ3.0なのでよしとする。

大阪：イ）3，4，5。ロ）旧3区の高槻市，茨木市，摂津市，三島郡と，旧7区の枚方市を合わせて3Eとする。旧3区の残りを3Wとする。旧7区の残りを7aとする。旧4区の富田林市，河内長野市，南河内郡と，旧5区の堺市，高石市を合わせて5Nとする。旧4区の残りを4aとする。旧5区の残りを5Sとする。

兵庫：イ）1，2，5。ロ）旧1区の神戸市東灘区，灘区，中央区と，旧2区の西宮市，芦屋市，三田市を合わせて1aとする。旧1区の残りとも，旧2区の洲本市，津名郡，三原郡を合わせて2Sとする。旧2区の残りを2Nとする。旧4区と旧5区を合併して4aとする。

奈良：操作を加えず。



和歌山: イ) 2。ロ) 旧1区と旧2区を合わせて1aとする。

鳥取: 操作を加えず。

島根: 操作を加えず。

岡山: 操作を加えず。

広島: 操作を加えず。

山口: 操作を加えず。

徳島: 操作を加えず。

香川: イ) 1, 2。ロ) 旧1区と旧2区を合わせて1aとする。

愛媛: イ) 1, 2, 3。ロ) 旧1区の北条市, 温泉郡, 上浮穴郡と旧2区を合わせて2aとする。旧1区の松山市, 伊予市, 伊予郡と旧3区を合わせて3aとする。

ハ) 2aの $QM=2.86$ は, 地理的制約があるので致し方なし。

高知: 操作を加えず。

福岡: イ) 1。ロ) 旧1区を分割し1F(福岡市)と1R(残り)とする。

佐賀: 操作を加えず。

長崎: 操作を加えず。

熊本: 操作を加えず。

大分: イ) 2。ロ) 旧1区と旧2区を合わせて1aとする。

宮崎: イ) 2。ロ) 旧1区と旧2区を合わせて1aとする。

鹿児島: イ) 2, 3, 4。ロ) 旧2区, 旧3区, 旧4区(奄美群島区)を合わせ2aとする。

沖縄: 操作を加えず。

- (5) 定数の再再配分が, つねに一回でいわゆる中選挙区制の建前を満たす結果を生むとは限らない。そのような場合には, 再配分定数が2または6の選挙区の区割りに操作を加え, 定数配分の作業をもう一度繰返す必要がある。

## 7: 公平な議員定数配分を阻むもの

本稿は, まず, 民主主義の価値実現の観点から, 議員定数の配分の仕方についてどう考えるべきか, この問題についての理論的に妥当な思考の枠組みはなにかを明らかにした。つぎに, それを基礎として, 実際に議員定数配分を行なう際に達成すべき価値の標準と, それを合理的に実現すると考えられる配分方法を提示した。この方法によれば, 一票の重さの格差はどこまで縮め得るであろうか, 国家という装置を利用する機会の均等化はどこまで実現できるである

うか。この問に対する答は、その方法を用いて実際に議員定数の配分を行なってみることで確認される。筆者が実際に試みた再配分では、すべての選挙区で、票の重さがその標準（ $W=1$ ）にきわめてうまく接近する状態を実現することができた。これにより、衆議院議員の定数配分の現状に見られる民主主義の深刻な問題状況は、劇的に改善される可能性のあることが実証された。

以上で本稿が示したのは、「ここまでは格差をなくし得る」という理論上の可能性である。それは、民主主義を堅持するならば、私たちがその実現を目指して努力を傾けるべき目標である。しかし、それは、現実政治においては、かならずしもそのままの形で実現されるとは限らない。それはなぜであろうか。つぎの問題はここにある。

### 1) 発想法の転換の必要性

理論上の可能性の実現を阻む第一の理由は、この問題に関して議論が行なわれる際の一般的な発想法にある。

1. 節で指摘したように、定数配分についての司法の判断およびこの問題を巡る各方面の議論には、票の重さの格差をきわめて小さなものにするには「現実には出来そうにない」、格差を解消する作業をあまり間を置かずして実行することは「現実には出来そうにない」という思い込みがあるようである。したがって、そこでは、論者が現実には出来そうだと思う範囲で、「この位出来ればまあ我慢しておこう」という一票の最大格差、定数再配分の間隔が示される。この発想法の特徴はご都合主義であり、そこに目標——許容される最大格差を何倍にするか、定数再配分の間隔は何年までが合理的期間といえるか——を設定する上での理論的根拠は見つけ難い。

しかし、本稿の検討の結果、事態の劇的な改善をもたらす理論上の可能性が明確に示された以上、この発想法は放棄されなければならない。代わって採るべき発想法では、はじめに、議員定数配分の作業が実現すべき目標が明示される。

理論上、議員定数配分の局面で民主主義の価値が十分に実現された状態は、

有権者が国家という装置を利用する機会の優劣（軽重）を示す指標  $W$  が 1 となる ( $W=1$ ) 場合である、ということが出来る。すべての選挙区において  $W=1$  が実現したとき、すべての選挙区間で装置利用の機会に優劣がなくなり、一票の重さが完全に均等になる、すなわち一票の重さの格差が完全に消滅する。民主主義の価値を前提とするならば、この状態は、定数配分の作業が目指すべき目標でなければならない。

また、この指標  $W$  は、理論上、人口ではなく、有権者数を基礎にして算出されなければならない。なぜならば、ここで問われているのは、装置がその使い手（有権者）にとってどのくらい使い勝手よく出来ているかの問題だからである。それは、装置の部品（議員）の都合でも、装置の仕事の対象となる人々（国民）の便宜でもない。指標  $W$  の値の算出の基礎を有権者数に求めれば、議員定数の再配分の作業は、毎日でも実行可能となる。したがって、この間隔を出来るだけ短くすることは、定数配分の作業が目指すべき目標でなければならない。

この目標に関して、「ここまでは出来る」状態および時間的間隔が明らか以上、この実現を阻むものは、原則としてすべて好ましいものではない。このような状況での合理的な判断は、まずその実現を阻む理由を明らかにし、つぎに、その理由の中で合理性があると認められるものは認め、合理性の認められないものは極力排除するというものである。

## 2) 理論上の可能性の実現を阻むもの——その合理性

### イ) 定数配分是正作業の時間的間隔

すでに指摘したように、議員定数配分の基礎は、理論上、有権者数でなければならない。したがって、公職選挙法の別表第一の末尾にある文言——「本表は、この法律施行の日から五年ごとに、直近に行われた国勢調査の結果によって、更正するのを例とする。」——は、議員定数配分の基礎を有権者数とする内容に改正される必要がある。この改正が実現すれば、理論上、議員定数の再配分の作業は毎日でも実行可能となる。

しかし、それを毎日行なうことは、技術的に不可能であるばかりでなく、現実政治上あまり意味がない。定数配分の基礎となる「特定日における有権者数」を集計し、それに基づいて再配分計算を行なうのに必要な日数などの技術的要因は、それによる再配分作業の遅れを認めざるを得ない合理的な理由である。また、人口移動が定数配分のいちじるしい不均衡をもたらす程大きくなるには、一定の年月が必要だということも事実である。

この条件と、公職選挙法第22条1項の規定が、市町村の選挙管理委員会に、毎年9月1日現在の被登録資格保有者を9月2日に選挙人名簿に登録するよう求めていることを考え合わせれば、毎年9月1日現在の有権者数に基づき議員定数の再配分を行なうという案は現実的である。定数再配分の実際の作業は、方式さえ確立しておけば、選挙区の区割り変更の作業、数値の入力と計算にかかる時間を考慮しても、一月とはかからないはずである。したがって、「毎年9月1日現在の有権者数に基づき議員定数の再配分の作業を行ない、その結果を同月30日までに発表し、翌10月1日からつぎの年の9月30日までの間に公示または告示される衆議院議員総選挙は、その新しい定数配分により施行する」<sup>(1)</sup>の原則とすることは合理的である。この方法を採用することにより、再配分作業の時間的間隔に関して行なわれている、合理的な根拠づけに乏しい「合理的期間」論は、しないで済ませることができる。

ついでながら記すと、議員定数配分の基礎を人口から有権者数に変更することは、選挙権を持たない者——その多くは年齢満20年に満たない未成年者である——の比率が低い地域——その多くはいわゆる過疎地である——に、人口を基礎とした場合より僅かながら多めの定数を配分するという効果を生むものと考えられる。

ロ) 公平な定数配分の実現を阻む政治的な力——それに合理性はあるか

すべての選挙区において、一票の重さを表わす指標Wの値が1となるような選挙区の区割り変更は、現実政治においてはなかなか実行されそうにない。それを阻んでいるのは、おもに、一部の人々の利益を伸長しようとする思惑であ

る。

その一は、自己の政治生命を維持しようとする議員個人の思惑である。現在の衆議院議員選挙の仕組みが長年にわたって続けられてきた結果、いわゆる地盤は一種の私有財産化しており、「これを絶対に手放すまいとする政治家の既得権意識が〔議員定数の〕是正を阻む最大の原因」だという指摘がある<sup>(2)</sup>。

ところで、たびたび指摘したように、議員定数の是正は、国家という装置の、その使い手（有権者）にとっての使い勝手を改善しようという問題である。それは、装置の部品（議員）の都合の問題では決してない。したがって、議員個人の再選の可能性の確保は、議員定数配分の是正が論じられる場面では、理論上の標準から現実を隔たらせる合理的な根拠とはなり得ない。

その二は、党勢の消長に対する各政党の配慮である。さらに、細かく見れば、一党の中での各派閥の消長に対する配慮である<sup>(3)</sup>。

これは、二つの側面を持っている。一つは、以上に論じた議員個人の再選への関心が、集まって集団を形成した状態である。もう一つは、現行の議員定数配分の下で議院での一定の発言力——議員の頭数——を持っている政治勢力が、議院における現在の立場を、その勢力を支持する人々が有権者の間に実際にどの程度存在するかに関わらず維持しようとするところから生じる配慮である。これは、つぎに指摘する思惑と同じ理由で、合理的とはいえない。

第三は、一部選挙区の住民の利益を擁護しようとする思惑である。（表面はこの種の思惑に見えて、その実、第一の思惑が動いている場合が、現実にはかなりあるように思われるが……。）具体的にいえば、議員定数が人口比例で改正されれば、「国政に過疎地、農村地帯の声が反映されなくなり、大都市中心の国会運営になる」という是正消極論がそれである<sup>(4)</sup>。

この種の議論は、一般化すればつぎのようになる。すなわち、「国家（または政府）に、自分がよしとする特定の政策を実行させようとする場合に、人々の間でその政策を支持する人がどの位存在するかに関わらず、たとえ自分が少数派であっても、その政策が実行されるように、政治的決定の制度の上で特別の工夫を凝らす」というものである。政党の消長に対する配慮は、この種の思

惑が、政府の政策決定の担当者となり得る活動主体を核として表現されたものである。これに対して、後者は、政策の実行によって直接利益の供与が見込まれる国民の部分を核として表現されたものである。

すでに明らかなように、この種の議論が問題にするのは、国家という装置の、その使い手（有権者）にとっての使い勝手の改善ではなく、その装置が実行する仕事の対象となる人々（国民）の便宜である。その意味で、この種の配慮は、議員定数配分の是正が論じられる場面では、理論上の標準から現実を隔たらせる合理的な根拠とはなり得ない。

そもそも、民主主義は、この種の「政治的決定の制度の上での特別な工夫」を組織的に排除し、議院における表決の結果を見るまでは、国民のどの部分のどの利益がどう優遇されるかがあらかじめ分からない制度を確立する動きとして発展してきた<sup>(5)</sup>。歴史上、一部の者の利益を発言権の大きさによって制度的に優遇した政治の典型は、君主政や貴族政、また制限選挙制であった。今日の民主主義は、これらの政治や制度の否定の上に成立している。その民主政が、議員定数配分の名を借りて、実質的に君主政や貴族政と同じ政治的効果を導入しようとするのは論理矛盾である。その意味で、この種の議論は、少なくとも民主主義においては合理性をもち得ない。民主主義にあっては、国民のどの部分の利益を、国民のどの部分の犠牲において、いかなる根拠に基づき、いかなる形で増進するかは、同等の発言権をもつ人々が論を交え、互いに説得し合い、その結果の表決において決めるべき事柄である。

以上に論じた理由以外で、もし、議員定数配分の場面で、理論上の標準から現実を隔たらせる合理的な根拠となり得るものがあるとすれば、それは、有権者全体の利益に関わる配慮だけの<sup>(6)</sup>はずである。

- (1) 6. 節に提示した選挙区の区割り変更の規則、5. 節に示した定数配分の計算方法が確立されれば、定数の再配分は機械的な作業になる。したがって、この作業は、選挙管理委員会などの、選挙を通じて選出されることのない機関に、日常業務の一環として実行させることが出来る。ただし、はじめに確立すべき規則と計算方法は、装置の使い手である有権者の意思が反映する仕方<sup>(7)</sup>で決定する必要がある。このことは、その決定を、その決定により確立する仕組みを通じて選出される議員（部品）

に任せるべきだということを意味してはいない。現行憲法下の国家の仕組みは、だれがその装置の使い手（有権者）であり、だれがその装置の部品（広義の公務員、国会議員を含む）であるかを確認した上で、装置の使い手の利益の観点から再編成すべきところが他にもある。

- (2) 『読売新聞』昭和59年9月29日朝刊3面。議員定数配分是正のために自分の選挙区が操作の対象となりそうな議員の発言、「裁判官は、自分に関係ないから違憲だなんだと気やすくいえるが、こっちは落ちればタダの人以下になるんだ」は、その意識をよく表わしている。（『毎日新聞』昭和59年10月3日朝刊3面。）
- (3) 参照、『読売新聞』昭和59年10月20日朝刊1面。
- (4) 『読売新聞』昭和59年10月19日夕刊14面。参照、『毎日新聞』昭和59年10月19日夕刊3面。
- (5) この特別な工夫の働きは、比喩を用いればつぎのようなものである。いまここで、全国陸上競技選手権大会が開かれたとする。この大会を開催した地元のA県は、大会に“先立って”開かれた競技のルールに関する委員会を、策略を巡らし、つぎのような新しいルールの採択に成功したとしよう。そのルール規程にいわく、「全国大会に先立ち、各都道府県大会を開き、そこでの成績の全国順位第10位までの記録保持者が全国大会に出場する。ただし、100メートル競走では、A県を除き、出場者は二人三脚方式で走るものとする。」全国大会での100メートル競走の“結果”は明らかである。出場したのはすべてA県の選手であり、優勝から三位までA県の選手が賞を独占したのはいうまでもない。
- (6) 6. 節の2)において、選挙区の区割り変更の規則に組入れた「他の価値」への配慮は、有権者が国家という装置を動かす際の現行の単位をできる限り尊重しようということである。その配慮は、有権者すなわち装置の使い手が装置を動かす際に必要な各種の情報の入手コストを相対的に小さくするという、使い手全体の利益につながっている。これは、装置の部品の立場にある人々の都合でもなく、装置の仕事の対象となる人々の便宜でもない。

## おわりに

本稿は、議員定数の配分を巡り、現在広く行なわれている議論の組立ての論理的な矛盾を指摘し、それを正す論理の組立てを構成し、それに則って具体的に定数の再配分を行なった議論である。本稿に対する反論が説得的であるためには、それは、つぎの点を論証しなければならない。

第一は、本論の価値の前提である民主主義——2.節で規定した意味でのそれ<sup>(1)</sup>——を「好ましくないもの」として否定することである。

第二は、その価値の前提は受入れた上で、その価値の指標づくりと、それに基づく定数配分の方法づくりに、論理的な欠陥があることを示すことである。<sup>(2)</sup>

第三は、以上をすべて受入れた上で、その方法により理論上実現が可能だと実証された標準から隔たる理由の合理性を、納得いく形で論証することである。<sup>(3)</sup>

一般に、実際政治上の出来事は非論理的、非合理的である、といわれる。その通りだとした、諦めに似た感情が人々の間に広まっている。しかし、この理解は多くの場合間違っている。それがしばしば非合理的に見えるのは、それがもつ合理性の筋道が明確になり難いだけである。議員定数配分に関するさまざまな動きは、それぞれそれなりの目的と、その目的に対する適合性をもっている。それが、一票の重さの格差解消を願う一般の人々にとって不可解だったり、非合理的だったりするのは、格差是正の旗の陰で、7.節2)の口指指したような、他の、はっきりとは見え難い——はっきりとは見えないように細工した——思惑が働いているからである。その思惑の目的からすれば、その動きは極めて合理的である。問題は、その目的の妥当性と、その手段の適合性のいかにある。

実際政治上の問題だけが非論理的、非合理的に処理されてよいということはない。私たちは、私たち自身の政治上の目的の妥当性をつねに検証し、その目的の実現のための手段を可能な限り合理的に構成する努力を払わなければならない。と同時に、身の回りで起こる政治上の動きそれぞれが持つ固有の目的や意図に注目し、それが私たちの目的実現を阻もうとするものであるならば、私たちのその目的との関連で、さらには私たちのより広範な価値実現との関連で、その合理性を判断し、合理性の認められないものは極力排除する手立てを講じる必要がある。本稿は、そのような努力のための一つの試みである。

(1) 参照、根岸「政治における試行錯誤の機会——もうひとつの民主主義論——」。



- (2) 各選挙区の議員一人当たりの人口を基礎に算出する「一票の重さの格差」を指標に用い、「憲法が許容する最大格差」が何倍程度までであるとか、国勢調査の結果が明らかになってから格差の是正が行なわれるまでの「合理的」したがって憲法が許容する期間はどの位だとかの議論を依然として続けようとするならば、この第二点の反論を明確に展開しなければならない。
- (3) 議員の再選、政党の消長、特定選挙区の住民の利益の擁護を理由に、6. 節で実証した「ここまでは格差をなくし得る」という理論上の可能性すなわち標準の、そのままの形での実現を阻もうとするならば、この第三の点の論証をしなければならない。もし、これらの理由により、その論証なくして理論上の可能性を歪めれば、合理性のないしたがって不当な理由を無理強いしたことを自ら認めたことになる。

\* 本論文の作成に際しては、慶應義塾大学法学部の田中宏教授、吉田俊郎教授、小林節助教授から貴重なご批評とご助言をいただいた。ここに、深く謝意を表わしたい。  
(1984年11月24日)

「選挙区区割り変更後の議員定数再配分の結果」に関する資料の一部はすでに本誌前号(昭和60年4月号)に掲載済みであるが、参照の便宜のために、以下のものは再掲載する。

【表2】 票の重さ(議員定数再配分の結果)

選挙名: 衆議院RD	施行日: 102184	選挙区数: 127
有権者総数: 84252608	総議席数: 511	クォータ: 164556
票の重さ	最小: 最大= 1.3467	
最大= 岩手 2	有権者数: 430919	定数: 3 重さ: 1.14562
標準= 群馬, 1a	有権者数: 822964	定数: 5 重さ: 0.99978
最小= 鳥根	有権者数: 580340	定数: 3 重さ: 0.85065
標準からのズレ		
全平均= 0.05446	上方平均= 0.05042	下方平均= 0.05884
損票計: 2376291 (2.820%)		
区分:   0   0   0   0   9   10   9   0   0   0   0   0		

【図1】 票の重さ: 最大、最小、平均の推移

選挙名	0	.5	1	1.5	2	3
衆議院23	0.762		*** *			1.251 0.080
衆議院24	0.615		***** *			1.286 0.093
衆議院25	0.532		***** *			1.361 0.137
衆議院26	0.528		***** *			1.366 0.137
衆議院27	0.520		***** *			1.396 0.152
衆議院28	0.514		***** *			1.425 0.172
衆議院29	0.505		***** *			1.524 0.195
衆議院30	0.464		***** *			1.647 0.246
衆議院31	0.492		***** *			1.720 0.250
衆議院32	0.422		***** *			1.824 0.271
衆議院33	0.380		***** *			1.894 0.291
衆議院34	0.541		***** *			1.893 0.255
衆議院35	0.499		***** *			1.931 0.261
衆議院36	0.492		***** *			1.942 0.263
衆議院37	0.456		***** *			2.010 0.275
衆議院RD	0.851		** *			1.146 0.054

【図 2】 票の重さ：区分ごとの選挙区数の推移（実数）

選挙名	0	.5	1	1.5	2	3
衆議院23	0	0	14	77	25	1
衆議院24	0	0	5	9	81	21
衆議院25	0	10	6	58	35	8
衆議院26	0	10	7	57	34	9
衆議院27	0	10	7	57	32	12
衆議院28	0	12	7	50	35	14
衆議院29	0	13	7	44	32	21
衆議院30	0	2	15	5	28	33
衆議院31	0	1	19	12	26	25
衆議院32	0	4	14	14	24	22
衆議院33	0	5	14	13	21	22
衆議院34	0	0	25	14	26	26
衆議院35	0	1	23	11	29	26
衆議院36	0	1	24	9	29	26
衆議院37	0	2	22	11	27	26
衆議院RD	0	0	9	109	9	0

【図 3】 票の重さ：区分ごとの選挙区数の推移（百分率）

選挙名	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
衆議院23	>>>>	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
衆議院24	..>>>	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
衆議院25	...>>>	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
衆議院26	...>>>	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
衆議院27	...>>>	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
衆議院28	...>>>	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
衆議院29	...>>>	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
衆議院30	>.....>	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
衆議院31	>.....>	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
衆議院32	>.....>	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
衆議院33	>.....>	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
衆議院34	>.....>	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
衆議院35	>.....>	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
衆議院36	>.....>	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
衆議院37	>.....>	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
衆議院RD	>>>>	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*

【表 3】 議員定数再配分の結果：選挙区区割り現在のまま

有権者総数：84252608 総議席数：511 クォータ：164556

選挙区名	有権者数	ク	倍	数	定数	選挙区名	有権者数	ク	倍	数	定数
北海道 1	1487980	9.04239	9			神奈川 4	1149427	6.98502	7+		
北海道 2	545163	3.31293	3			神奈川 5	703369	4.27434	4		
北海道 3	413950	2.51556	2			新潟 1	521046	3.16638	3		
北海道 4	755472	4.59097	5+			新潟 2	407705	2.47761	2		
北海道 5	798917	4.85499	5+			新潟 3	554377	3.36893	3		
青森 1	699826	4.25281	4			新潟 4	296500	1.80182	2+		
青森 2	400020	2.43090	2			富山 1	445824	2.70925	3+		
岩手 1	605399	3.67898	4+			富山 2	356490	2.16638	2		
岩手 2	430919	2.61868	3+			石川 1	534698	3.24934	3		
宮城 1	1088432	6.61436	7+			石川 2	268151	1.62954	2+		
宮城 2	421126	2.55917	3+			福井	577019	3.50652	3		
秋田 1	551716	3.35276	3			山梨	587076	3.56764	4+		
秋田 2	384705	2.33784	2			長野 1	415885	2.52732	3+		
山形 1	519747	3.15848	3			長野 2	338191	2.05517	2		
山形 2	407650	2.47727	2			長野 3	409457	2.48825	2		
福島 1	533657	3.24301	3			長野 4	361024	2.19393	2		
福島 2	540263	3.28316	3			岐阜 1	866142	5.26351	5		
福島 3	398231	2.42003	2			岐阜 2	534314	3.24700	3		
茨城 1	752713	4.57421	5+			静岡 1	955575	5.80699	6+		
茨城 2	453964	2.75872	3+			静岡 2	821516	4.99232	5+		
茨城 3	660080	4.01128	4			静岡 3	701613	4.26367	4		
栃木 1	712822	4.33179	4			愛知 1	742635	4.51296	4		
栃木 2	576473	3.50320	3			愛知 2	899356	5.46535	5		
群馬 1	458502	2.78630	3+			愛知 3	675707	4.10624	4		
群馬 2	364462	2.21482	2			愛知 4	804377	4.88817	5+		
群馬 3	509988	3.09918	3			愛知 5	485608	2.95102	3+		
埼玉 1	792941	4.81867	5+			愛知 6	724191	4.40088	4		
埼玉 2	963331	5.85412	6+			三重 1	809468	4.91910	5		
埼玉 3	411592	2.50123	2			三重 2	422163	2.56547	3+		
埼玉 4	872895	5.30455	5			滋賀	779619	4.73771	5+		
埼玉 5	776024	4.71587	5+			京都 1	654702	3.97860	4+		
千葉 1	1172547	7.12552	7			京都 2	1153188	7.00788	7		
千葉 2	543293	3.30157	3			大阪 1	524771	3.18901	3		
千葉 3	623821	3.79093	4+			大阪 2	860020	5.22631	5		
千葉 4	1082669	6.57933	7+			大阪 3	1135868	6.90262	7+		
東京 1	456747	2.77563	3+			大阪 4	990816	6.02115	6		
東京 2	781973	4.75202	5+			大阪 5	1095745	6.65880	7+		
東京 3	794489	4.82808	5+			大阪 6	497039	3.02049	3		
東京 4	840600	5.10829	5			大阪 7	771669	4.68940	5+		
東京 5	625680	3.80223	4+			兵庫 1	988342	6.00611	6		
東京 6	589395	3.58173	4+			兵庫 2	1217233	7.39707	7		
東京 7	1081159	6.57016	7+			兵庫 3	625126	3.79886	4+		
東京 8	353728	2.14959	2			兵庫 4	588279	3.57495	4+		
東京 9	639963	3.88903	4+			兵庫 5	245580	1.49238	1		
東京 10	1091399	6.63239	7+			奈良	884139	5.37288	5		
東京 11	1223564	7.43555	7			和歌山 1	482936	2.93478	3+		
神奈川 1	884573	5.37551	5			和歌山 2	307776	1.87034	2+		
神奈川 2	1279795	7.77726	8+			鳥取	447237	2.71784	3+		
神奈川 3	996973	6.05856	6			島根	580340	3.52670	3		

選挙区名	有権者数	ク倍数	定数	選挙区名	有権者数	ク倍数	定数
岡山 1	672553	4.08708	4	福岡 3	632658	3.84464	4+
岡山 2	695075	4.22394	4	福岡 4	643497	3.91050	4+
広島 1	815554	4.95609	5+	佐賀	623388	3.78830	4+
広島 2	502690	3.05483	3	長崎 1	676215	4.10933	4
広島 3	648214	3.93917	4+	長崎 2	445613	2.70797	3+
山口 1	545270	3.31358	3	熊本 1	770203	4.68049	5+
山口 2	608830	3.69983	4+	熊本 2	545536	3.31520	3
徳島	612499	3.72213	4+	大分 1	587349	3.56930	4+
香川 1	396692	2.41068	2	大分 2	312050	1.89632	2+
香川 2	337209	2.04921	2	宮崎 1	521363	3.16830	3
愛媛 1	425167	2.58372	3+	宮崎 2	314509	1.91126	2+
愛媛 2	402662	2.44696	2	鹿児島 1	598915	3.63958	4+
愛媛 3	274618	1.66884	2+	鹿児島 2	340056	2.06651	2
高知	624694	3.79624	4+	鹿児島 3	259172	1.57498	2+
福岡 1	1291478	7.84826	8+	鹿児島 4	109356	0.66455	1+
福岡 2	722475	4.39045	4	沖縄	746391	4.53579	5+

【表4】 議員定数再配分の結果：選挙区区割り変更後

有権者総数：84252608 総議席数：511 クォータ：164556

選挙区名	有権者数	ク倍	数	定数	選挙区名	有権者数	ク倍	数	定数
北海道.1W	551227	3.34978		3	神奈川.1S	651099	3.95670		4+
北海道.1E	708719	4.30686		4	神奈川.2N	749651	4.55560		5+
北海道.2	545163	3.31293		3	神奈川.2S	530144	3.22166		3
北海道.3a	641984	3.90131		4+	神奈川.3N	529221	3.21605		3
北海道.4	755472	4.59097		5+	神奈川.3S	467752	2.84251		3+
北海道.5	798917	4.85499		5+	神奈川.4a	647860	3.93702		4+
青森.1a	668871	4.06470		4	神奈川.5	703369	4.27434		4
青森.2a	430975	2.61902		3+	新潟.2a	797374	4.84561		5+
岩手.1	605399	3.67898		4+	新潟.3a	518354	3.15002		3
岩手.2	430919	2.61868		3+	新潟.4a	463900	2.81910		3+
宮城.1a	860585	5.22974		5	富山.1a	802314	4.87563		5+
宮城.2a	648973	3.94378		4+	石川.1a	802849	4.87888		5+
秋田.1a	494378	3.00431		3	福井	577019	3.50652		3
秋田.2a	442043	2.68628		3+	山梨	587076	3.56764		4+
山形.1a	480710	2.92125		3+	長野.1a	754076	4.58249		5+
山形.2a	446687	2.71450		3+	長野.3a	770481	4.68218		5+
福島.1a	464104	2.82034		3+	岐阜.1	866142	5.26351		5
福島.2a	457136	2.77800		3+	岐阜.2	534314	3.24700		3
福島.3a	550911	3.34786		3	静岡.1a	840929	5.11029		5
茨城.1	752713	4.57421		5+	静岡.2	821516	4.99232		5+
茨城.2	453964	2.75872		3+	静岡.3a	816259	4.96037		5+
茨城.3	660080	4.01128		4	愛知.1	742635	4.51296		4
栃木.1	712822	4.33179		4	愛知.2	899356	5.46535		5
栃木.2	576473	3.50320		3	愛知.3	675707	4.10624		4
群馬.1a	822964	5.00112		5	愛知.4	804377	4.88817		5+
群馬.3	509988	3.09918		3	愛知.5	485608	2.95102		3+
埼玉.1	792941	4.81867		5+	愛知.6	724191	4.40088		4
埼玉.2a	837713	5.09075		5	三重.1a	715179	4.34611		4
埼玉.3a	537210	3.26460		3	三重.2a	516452	3.13846		3
埼玉.4	872895	5.30455		5	滋賀	779619	4.73771		5+
埼玉.5	776024	4.71587		5+	京都.1a	489975	2.97756		3+
千葉.1S	657001	3.99257		4+	京都.2S	655328	3.98240		4+
千葉.1N	836186	5.08147		5	京都.2N	662587	4.02651		4
千葉.2	543293	3.30157		3	大阪.1	524771	3.18901		3
千葉.3	623821	3.79093		4+	大阪.2	860020	5.22631		5
千葉.4a	762029	4.63082		5+	大阪.3W	671234	4.07906		4
東京.1a	810475	4.92522		5+	大阪.3E	708401	4.30492		4
東京.2	781973	4.75202		5+	大阪.4a	789356	4.79688		5+
東京.3	794489	4.82808		5+	大阪.5N	795524	4.83437		5+
東京.4	840600	5.10829		5	大阪.5S	501681	3.04869		3
東京.5	625680	3.80223		4+	大阪.6	497039	3.02049		3
東京.6	589395	3.58173		4+	大阪.7a	527902	3.20804		3
東京.7E	816652	4.96276		5+	兵庫.1a	698672	4.24580		4
東京.7W	684409	4.15913		4	兵庫.2N	714481	4.34187		4
東京.9	639963	3.88903		4+	兵庫.2S	792422	4.81552		5+
東京.10N	435576	2.64698		3+	兵庫.3	625126	3.79886		4+
東京.10S	655823	3.98541		4+	兵庫.4a	833859	5.06733		5
東京.11a	803662	4.88382		5+	奈良	884139	5.37288		5
神奈川.1N	735041	4.46681		4	和歌山.1a	790712	4.80512		5+

選挙区名	有権者数	ク倍数	定数	選挙区名	有権者数	ク倍数	定数
鳥取	447237	2.71784	3+	福岡 1R	517100	3.14240	3
島根	580340	3.52670	3	福岡 2	722475	4.39045	4
岡山 1	672553	4.08708	4	福岡 3	632658	3.84464	4+
岡山 2	695075	4.22394	4	福岡 4	643497	3.91050	4+
広島 1	815554	4.95609	5+	佐賀	623388	3.78830	4+
広島 2	502690	3.05483	3	長崎 1	676215	4.10933	4
広島 3	648214	3.93917	4+	長崎 2	445613	2.70797	3+
山口 1	545270	3.31358	3	熊本 1	770203	4.68049	5+
山口 2	608830	3.69983	4+	熊本 2	545536	3.31520	3
徳島	612499	3.72213	4+	大分.1a	899399	5.46561	5
香川.1a	733901	4.45989	4	宮崎.1a	835872	5.07956	5
愛媛.2a	470667	2.86022	3+	鹿児島 1	598915	3.63958	4+
愛媛.3a	631780	3.83930	4+	鹿児島.2a	708584	4.30604	4
高知	624694	3.79624	4+	沖縄	746391	4.53579	4
福岡.1F	774378	4.70586	5+				

【表 5】 選挙区ごとの票の重さ（再配分結果）

有権者総数：84252608 総議席数：511 クォータ：164556

選挙区名	有権者数	ク倍数	定数	必要数	損票/儲票+	票重さ
北海道.1W	551227	3.34978	3	493668	57559	0.895580
北海道.1E	708719	4.30686	4	658224	50495	0.928752
北海道.2	545163	3.31293	3	493668	51495	0.905542
北海道.3a	641984	3.90131	4	658224	16240+	1.025297
北海道.4	755472	4.59097	5	822780	67308+	1.089094
北海道.5	798917	4.85499	5	822780	23863+	1.029869
青森.1a	668871	4.06470	4	658224	10647	0.984082
青森.2a	430975	2.61902	3	493668	62693+	1.145468
岩手.1	605399	3.67898	4	658224	52825+	1.087257
岩手.2	430919	2.61868	3	493668	62749+	1.145617
宮城.1a	860585	5.22974	5	822780	37805	0.956071
宮城.2a	648973	3.94378	4	658224	9251+	1.014255
秋田.1a	494378	3.00431	3	493668	710	0.998564
秋田.2a	442043	2.68628	3	493668	51625+	1.116787
山形.1a	480710	2.92125	3	493668	12958+	1.026956
山形.2a	446687	2.71450	3	493668	46981+	1.105177
福島.1a	464104	2.82034	3	493668	29564+	1.063701
福島.2a	457136	2.77800	3	493668	36532+	1.079915
福島.3a	550911	3.34786	3	493668	57243	0.896094
茨城.1	752713	4.57421	5	822780	70067+	1.093086
茨城.2	453964	2.75872	3	493668	39704+	1.087461
茨城.3	660080	4.01128	4	658224	1856	0.997188
栃木.1	712822	4.33179	4	658224	54598	0.923406
栃木.2	576473	3.50320	3	493668	82805	0.856359
群馬.1a	822964	5.00112	5	822780	184	0.997776
群馬.3	509988	3.09918	3	493668	16320	0.967999
埼玉.1	792941	4.81867	5	822780	29839+	1.037631
埼玉.2a	837713	5.09075	5	822780	14933	1.0282174
埼玉.3a	537210	3.26460	3	493668	43542	0.918948
埼玉.4	872895	5.30455	5	822780	50115	0.942588
埼玉.5	776024	4.71587	5	822780	46756+	1.060251
千葉.1S	657001	3.99257	4	658224	1223+	1.001861
千葉.1N	836186	5.08147	5	822780	13406	0.983968
千葉.2	543293	3.30157	3	493668	49625	0.908659
千葉.3	623821	3.79093	4	658224	34403+	1.055149
千葉.4a	762029	4.63082	5	822780	60751+	1.079723
東京.1a	810475	4.92522	5	822780	12305+	1.015182
東京.2	781973	4.75202	5	822780	40807+	1.052185
東京.3	794489	4.82808	5	822780	28291+	1.035609
東京.4	840600	5.10829	5	822780	17820	0.978801
東京.5	625680	3.80223	4	658224	32544+	1.052014
東京.6	589395	3.58173	4	658224	68829+	1.116779
東京.7E	816652	4.96276	5	822780	6128+	1.007504
東京.7W	684409	4.15913	4	658224	26185	0.961741
東京.9	639963	3.88903	4	658224	18261+	1.028534
東京.10N	435576	2.64698	3	493668	58092+	1.133368
東京.10S	655823	3.98541	4	658224	2401+	1.003661
東京.11a	803662	4.88382	5	822780	19118+	1.023789
神奈川.1N	735041	4.46681	4	658224	76817	0.895493



選挙区名	有権者数	ク倍数	定数	必要数	損票/儲票+	票重さ
神奈川.1S	651099	3.95670	4	658224	7125+	1.010943
神奈川.2N	749651	4.55560	5	822780	73129+	1.097551
神奈川.2S	530144	3.22166	3	493668	36476	0.931196
神奈川.3N	529221	3.21605	3	493668	35553	0.932820
神奈川.3S	467752	2.84251	3	493668	25916+	1.055405
神奈川.4a	647860	3.93702	4	658224	10364+	1.015997
神奈川.5	703369	4.27434	4	658224	45145	0.935816
新潟.2a	797374	4.84561	5	822780	25406+	1.031862
新潟.3a	518354	3.15002	3	493668	24686	0.952376
新潟.4a	463900	2.81910	3	493668	29768+	1.064169
富山.1a	802314	4.87563	5	822780	20466+	1.025509
石川.1a	802849	4.87888	5	822780	19931+	1.024825
福井	577019	3.50652	3	493668	83351	0.855549
山梨	587076	3.56764	4	658224	71148+	1.121190
長野.1a	754076	4.58249	5	822780	68704+	1.091110
長野.3a	770481	4.68218	5	822780	52299+	1.067878
岐阜.1	866142	5.26351	5	822780	43362	0.949937
岐阜.2	534314	3.24700	3	493668	40646	0.923929
静岡.1a	840929	5.11029	5	822780	18149	0.978418
静岡.2	821516	4.99232	5	822780	1264+	1.001539
静岡.3a	816259	4.96037	5	822780	6521+	1.007989
愛知.1	742635	4.51296	4	658224	84411	0.886336
愛知.2	899356	5.46535	5	822780	76576	0.914855
愛知.3	675707	4.10624	4	658224	17483	0.974126
愛知.4	804377	4.88817	5	822780	18403+	1.022879
愛知.5	485608	2.95102	3	493668	8060+	1.016598
愛知.6	724191	4.40088	4	658224	65967	0.908909
三重.1a	715179	4.34611	4	658224	56955	0.920363
三重.2a	516452	3.13846	3	493668	22784	0.955884
滋賀	779619	4.73771	5	822780	43161+	1.055362
京都.1a	489975	2.97756	3	493668	3693+	1.007537
京都.2S	655328	3.98240	4	658224	2896+	1.004419
京都.2N	662587	4.02651	4	658224	4363	0.993415
大阪.1	524771	3.18901	3	493668	31103	0.940730
大阪.2	860020	5.22631	5	822780	37240	0.956699
大阪.3W	671234	4.07906	4	658224	13010	0.980618
大阪.3E	708401	4.30492	4	658224	50177	0.929169
大阪.4a	789356	4.79688	5	822780	33424+	1.042343
大阪.5N	795524	4.83437	5	822780	27256+	1.034262
大阪.5S	501681	3.04869	3	493668	8013	0.984028
大阪.6	497039	3.02049	3	493668	3371	0.993218
大阪.7a	527902	3.20804	3	493668	34234	0.935151
兵庫.1a	698672	4.24580	4	658224	40448	0.942107
兵庫.2N	714481	4.34187	4	658224	56257	0.921262
兵庫.2S	792422	4.81552	5	822780	30358+	1.038310
兵庫.3	625126	3.79886	4	658224	33098+	1.052946
兵庫.4a	833859	5.06733	5	822780	11079	0.986714
奈良	884139	5.37288	5	822780	61359	0.930600
和歌山.1a	790712	4.80512	5	822780	32068+	1.040556
鳥取	447237	2.71784	3	493668	46431+	1.103817
島根	580340	3.52670	3	493668	86672	0.850653
岡山.1	672553	4.08708	4	658224	14329	0.978695
岡山.2	695075	4.22394	4	658224	36851	0.946983

選挙区名	有権者数	ク倍数	定数	必要数	損票/儲票+	票重さ
広島 1	815554	4.95609	5	822780	7226+	1.008860
広島 2	502690	3.05483	3	493668	9022	0.982053
広島 3	648214	3.93917	4	658224	10010+	1.015442
山口 1	545270	3.31358	3	493668	51602	0.905364
山口 2	608830	3.69983	4	658224	49394+	1.081129
徳島	612499	3.72213	4	658224	45725+	1.074653
香川.1a	733901	4.45989	4	658224	75677	0.896884
愛媛.2a	470667	2.86022	3	493668	23001+	1.048869
愛媛.3a	631780	3.83930	4	658224	26444+	1.041856
高知	624694	3.79624	4	658224	33530+	1.053674
福岡.1F	774378	4.70586	5	822780	48402+	1.062504
福岡.1R	517100	3.14240	3	493668	23432	0.954686
福岡 2	722475	4.39045	4	658224	64251	0.911068
福岡 3	632658	3.84464	4	658224	25566+	1.040410
福岡 4	643497	3.91050	4	658224	14727+	1.022886
佐賀	623388	3.78830	4	658224	34836+	1.055882
長崎 1	676215	4.10933	4	658224	17991	0.973395
長崎 2	445613	2.70797	3	493668	48055+	1.107840
熊本 1	770203	4.68049	5	822780	52577+	1.068264
熊本 2	545536	3.31520	3	493668	51868	0.904923
大分.1a	899399	5.46561	5	822780	76619	0.914811
宮崎.1a	835872	5.07956	5	822780	13092	0.984337
鹿児島 1	598915	3.63958	4	658224	59309+	1.099027
鹿児島.2a	708584	4.30604	4	658224	50360	0.928929
沖縄	746391	4.53579	4	658224	88167	0.881876

票の重さ:	最大…岩手 2	1.145617
	標準…群馬.1a	0.999776
	最小…島根	0.850653
標準からのズレ:	全平均…	0.054456
	上方平均…	0.050424
	下方平均…	0.058836
損票計:	2376291	2.8204 %